

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、市場ニーズに即応すべく情報伝達の迅速化とスピーディーな意思決定を基本としております。そのためには、組織の簡素化を図り、少数の精鋭による管理形態が必要と考え、取締役の人数も必要以上に肥大化しないように努めております。また、取締役の責任及び各部署の責任体制を明確にすること、並びに法令遵守等コンプライアンス体制の強化が重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則5項目を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東洋水産株式会社	2,005,000	17.61
UNITED FOODS INTERNATIONAL株式会社	1,393,000	12.24
ユタカフーズ株式会社	1,000,000	8.78
株式会社足利銀行	558,895	4.91
株式会社常陽銀行	542,000	4.76
株式会社榎本武平商店	325,400	2.85
仙波糖化工業従業員持株会	293,722	2.58
魚住昭義	268,737	2.36
株式会社みずほ銀行	182,805	1.60
理研ビタミン株式会社	150,000	1.31

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
齋藤 英昭	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
齋藤 英昭	○	——	東京証券取引所の定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していると判断したため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	4 名
--------	-----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は期末日現在4名（うち社外監査役2名）であり、うち1名は非常勤であります。社外監査役につきましては、直接利害関係のない有識者や経営者等から選任することにより、経営の健全性の維持・強化を図っております。監査役は毎月開催の取締役会及び重要会議に出席し、取締役の業務執行を監視する体制になっており、適宜意見の具申も行ってまいります。また、監査役と会計監査人との相互連携については、随時情報交換を行うなど連携を取っております。

内部監査は、内部監査室が設置されており、内部監査担当者2名が随時必要な内部監査を実施することで業務活動が適正かつ効率的に行われているかを監査し、内部監査結果は、監査役に随時報告され問題点があれば直ちに改善策を講じてまいります。また、必要に応じて監査役及び会計監査人と情報交換を行うなど連携を取っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
木村 哲夫	他の会社の出身者													
黒田 寛	他の会社の出身者									○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村 哲夫		——	監査体制の適正性の確保のため。
黒田 寛	○	日の本穀粉株式会社の代表取締役社長であります。 当社は黒田寛氏を独立役員として指定しております。	社外監査役である黒田寛氏は、東京証券取引所の定めている独立役員の独立性に関する判断基準(a1～e2)のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため独立役員といたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する	その他
--------------------	-----

施策の実施状況

該当項目に関する補足説明

当社取締役・監査役の報酬は、当社の事業規模、内容、業績、取締役・監査役の職務内容、責任等を総合的に考慮して決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役及び監査役の別に各々の総額を開示しております。
取締役 9名 101,350千円(うち社外取締役1名 2,500千円)
監査役 4名 28,800千円(うち社外監査役2名 7,200千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役は、その独立性、人的影響力を踏まえ、中立の立場から客観的に監査意見を表明することを認識し、代表取締役及び取締役会に対して忌憚のない質問をし又は意見を述べるようにしております。また、社外監査役が必要とする情報の収集及び職務執行の調査等は、監査役を補佐する担当として内部監査室が行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

○現状体制の概要

当社は取締役会、監査役会を設置しております。就任している取締役は9名、監査役は4名、うち社外監査役は2名で、その中の1名は独立役員として指定しております。

取締役会は、原則として毎月1回開催されており、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、取締役及び幹部社員からなる収益会議を月例で開催し、経営情報と目標の共有化に努めております。

監査役会は、四半期に一度開催されており、必要があるときは随時開催しております。

○監査役機能強化

監査役機能強化に関する取組状況は、前述「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」、に記載のとおりであります。

○監査

監査役は毎月開催の取締役会及び重要会議に出席し、取締役の業務執行を監視する体制になっておりますし、適宜意見の具申も行っております。

会計監査においては、有限責任監査法人トーマツと会社法及び金融商品取引法に基づく監査に係る監査契約を締結し、適宜会計に関する指導を受けております。業務を執行した公認会計士は次のとおりです。

指定有限責任社員 業務執行社員 松浦竜人

指定有限責任社員 業務執行社員 鎌田竜彦

当社の会計監査業務は2名であり、補助者は公認会計士、会計士補数名によって行われております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外のチェックという観点からは、社外取締役1名を選任し、幅広い見地から経営全般に関して客観的かつ中立的な立場でコーポレートガバナンスの強化に寄与していただいております。

また、社外監査役(会社法第2条第16号に規定する社外監査役をいいます。)常勤1名、非常勤1名による監査を実施しており、経営の監視機能の面では十分に機能する体制が整っていると考えられ、現状の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は毎年、株主総会の3週間前を目標に招集通知を発送しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	期末・第2四半期決算発表後、会社説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末・第2四半期決算発表後、決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページにおいて、投資家向け情報として、決算短信・有価証券報告書・財務データ・営業の概況・財務ハイライト・会社概況・役員状況・沿革・説明会資料等を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動規範において定めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	行動規範において定めております。
その他	年2回、報告書を株主宛に送付しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社グループは、仙波糖化グループ行動規範を設け、取締役の法令、社会規範、企業倫理等の遵守徹底を図り、誠実に行動することを義務付ける。
2. 取締役会は取締役会規程に基づいて運営し、原則として月1回開催する。取締役は取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督する。監査役は取締役会に出席し取締役の職務の執行の適法性を監査する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関しては、文章(電磁的記録を含む。)の作成、保存及び管理、廃棄に関する文書管理規定を整備し、監査役会または監査役会が指名する監査役が求めたときは、代表取締役はいつでも当該文書を閲覧または謄写に供する。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

1. 取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあらゆるリスクに対処するため、リスクマネジメントを実践する。
2. リスクを未然に防止するために、業務に係る規則やマニュアルを制定し運用を行なわせるとともに、内部監査及び監査法人による監査などを通して、チェック機能が有効に機能しているかを監視・報告させる。
3. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、損失及び被害を最小限にとどめるべく、迅速かつ適切に対応を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会は、経営計画及び業務運営方針に関して、検証すべき項目を定め、現状分析、改善策等を報告させ、必要に応じて計画を修正させ、常に業務の効率的を図る。
2. 目標の明確な付与、採算の徹底を通じて競争力の強化を図るため、当社グループの目標値を年度予算として策定し、それに基づく業績管理を行う。
3. 取締役・使用人の役割分担、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程を整備し、運用状況を把握し、その改善を図るために内部監査を実施する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社グループは、仙波糖化グループ行動規範を設け、使用人の法令、社会規範、企業倫理等の遵守徹底を図り、誠実に行動することを義務付ける。
2. コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うこと等により、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを徹底する。

(6) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

1. 当社グループ各社の代表取締役に対して必要に応じて当社取締役会への出席を求め、業務の執行状況を説明する機会を設ける。
2. 当社グループ各社のリスク情報の有無を確認するために、子会社を担当する当社の各部門は、関係会社管理規程に基づいて当社グループ会社の状況に応じて必要なリスク管理を行う。
3. 当社は、当社グループ各社に当該年度計画を義務付け、予算配分等を定める。当社グループ各社の業績目標を明確化させ、業務の効率性を確保する社内体制を整備する。
4. 内部監査室は、当社グループにおける内部監査を実施し、企業グループ全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。内部監査の年次計画、実施計画及びその監査報告については、その重要度に応じ取締役会等への報告を行なうこととする。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項

1. 監査役を補助すべき使用人として、内部監査室を置き、必要な人員を配置し、また、その他監査役が必要と認めた場合は他部門の協力を得る。
2. 監査役は、取締役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指示命令に従い、監査役監査に必要な情報を収集する。
3. 内部監査室の使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

1. 取締役及び使用人は、当社グループに重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員に違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。
2. 監査役に報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

(9) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役は、代表取締役及び監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
2. 監査役は、内部監査室と定期的な情報交換を行い緊密な連携を図る。
3. 監査役は、業務を執行する取締役及び事業所・所属を統括する社員について、定期的に直接面談する機会を設ける。
4. 監査役がその職務の執行について、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家を活用するための費用の支出を求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要であると認めたときは、その費用を負担する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法及び関係法令等が定める評価・監査の基準並びに実施基準に沿った適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるために、全社的な内部統制や業務プロセスについて継続的に評価・改善を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 社会の秩序を乱し企業の健全な活動を阻む反社会的勢力とは一切の関係を持たず、いかなる形であっても、それらを助長するような行動をとらない。
2. 反社会的勢力に対しては、警察や弁護士と密に連携し、情報収集に努める。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制は、以下のとおりです。

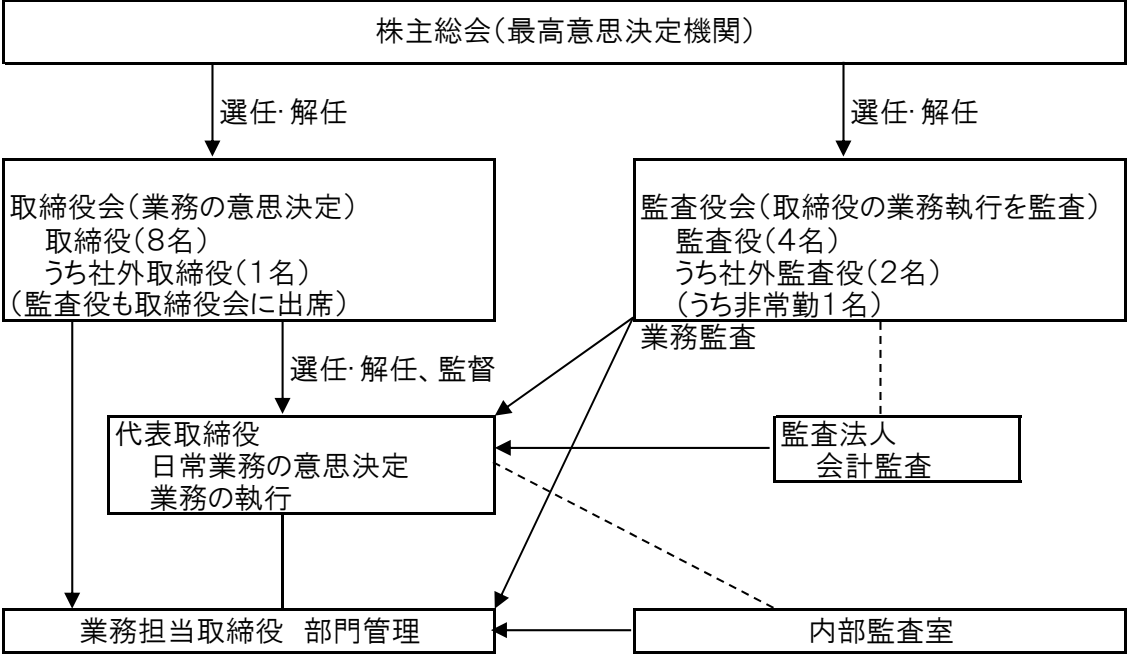
1. 適時開示に係る基本姿勢

当社は、株主・投資家のみなさまに対し当社に関する重要な情報を公正かつ適時・適切に開示することにより、正しい理解、評価と信頼をいただけるように努めることを基本姿勢としております。

2. 適時開示に係る社内体制

情報開示の体制については、情報管理責任者のもと情報管理担当部門である総務部・経理部が連携し、公正かつ適時・適切な情報開示を行う体制を構築しております。

経営の意思決定、業務執行及び監査に係る体制



適時開示に係る社内体制

